

混合型血管奇形の難病指定を求める会会則

(名称)

第1条 この会は、混合型血管奇形の難病指定を求める会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志2352番地に置く。

(目的)

第3条 この会は、『混合型血管奇形』に関する活動を行うことにより、もって混合型血管奇形を難病指定にすることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。
(1) 混合型血管奇形という病気を多くの方に知っていただき、この運動に賛同していただくこと。
(2) 混合型血管奇形の難病指定を求めるための署名活動を行い行政に働きかけること。
(3) 混合型血管奇形に関する情報収集を行うこと。
(4) 患者・その家族との親睦交流を深めること。

(会員)

第5条 会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第6条 この会へ入会しようとする者は、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は、当分のあいだ徴収しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することが出来る。
2. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものと見なす。
(1) 本人が死亡したとき。
(2) 1年以上連絡がないとき。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。
(1) 代表
(2) 副代表
(3) 事務局長
(4) 監事
2. 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
3. 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
4. 監事を除く役員は、他の役員を兼務することができる。

(職務)

第10条 代表はこの会を、代表し、その業務を統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その業務を代行する。
3. 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第 11 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、解任することが出来る。

- (1) 心身の故障により、業務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他やむをえない事情により業務の遂行に支障がある場合。

(総会)

第 12 条 この会の総会は、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとし、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業計画および収支予算
 - (4) 事業報告および収支決算
 - (5) 役員の選任または解任
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
- 2.総会は、過半数の会員の出席および委任状がなければ開会することが出来ない。
- 3.総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第 13 条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監事を除く。
役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

(支部)

第 14 条 この会に支部を置くことが出来る。支部は都道府県単位とする。

- 2.支部は、この会の会員をもって構成する。
- 3.支部には、代表並びに幹事若干名を選出する。
- 4.支部代表は、役員会にて選任しこの会の代表が任命する。
- 5.支部は「混合型血管奇形の難病指定を求める会〇〇都道府県支部」と称す。

(財政)

第 15 条 この会を運営する為の資金並びに署名活動に必要な資金は、寄付金及び参加費等の事業収入をもってあてる。

(事業報告書および決算)

第 16 条 代表は、毎事業年度終了後一ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 17 条 この会の、事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 18 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第 19 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 20 条 この会則は、総会において、出席者の三分の二以上の承認がなければ変更できない。

附則

- 1.この会則は平成19年8月23日より施行する。
- 2.発足当時の役員は、次の通りとする。

代表	飯尾	良英
副代表	佐藤	顕
事務局長	馬田	朋子
監事	壬生	尚美
- 3.本則第2条の所在地は平成25年4月18日より改正する。